

第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 中間見直しについて

子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画として、「第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。
 令和4年度は、本計画の中間年度であり、計画最終年度(令和6年度)に向けて、より実態に即した計画へと見直しを行います。

2. 見直しの方針について

①提供区域について

➤ 中間見直しであることから、今回の修正は行わず、現状の記載内容どおりとします。

②実績値への修正について

- R1～R4: 全体の整合性を保つため、実績値へ修正。
- R5～R6: 実績値をもとに見直しを検討。

「計画の見直し例」

(例) 第4章：教育・保育の提供：区域別量の見込みと確保量（市全体）

・2号（3～5歳・保育認定子ども）

【量の見込みと確保量】

令和4年度は4月1日実績値

（単位：人）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	2号認定子ども(A)	375	375	375	375	375	375
	特定教育・ 保育施設						
確保 方針	保育園	372	319	352	352	352	352
	認定こども園	0	51	51	51	51	51
合計(B)		372	370	403	403	403	403
需給バランス 確保(供給)B-見込み(需要)A		▲3	▲5	28	28	28	28



- ・令和元年度～4年度: 実績値に修正
- ・令和5年度、6年度: 実績値をもとに見直しを検討